

- (1) 必須書類【特別認定の対象者全員提出】

被扶養者ごとに、必要事項を記入の上票内の該当部分に✓を入れて、当該書類を一番上にして提出してください。

P15について、記入例を参考に記入してください。

(ア) 必須書類と、(イ) 収入の種類に応じて必要な書類、に分かれます。

被扶養者の下記(a)、(b)いずれかの書類が収入の種類によらず必要となります。なお、(b)であれば役場等に行かずに書類の作成ができます(条件あり)。

また、対象者が義務教育終了前及び高校１年生（平成２０年４月２日以降生まれ）の場合は、書類の提出は不要です。

- ・令和5年1月から令和5年12月までの収入を証明している市区町村から発行されたもの（令和4年分を提出しないようにしてください）
- ・「非課税証明書」は原則不可です。ただし「非課税証明書」という名前でも収入等の記載がある場合には、有効になる場合があります。詳細は資格管理担当へご相談ください。 **おすすめ！**

・無料！ ・役所等へ行かなくてOK！

- 同意書の提出により、個人番号を利用した情報連携で所得情報を取得します。
- 取得できるのは**被扶養者**の個人番号のみです
- 同意書を提出した場合でも、**扶養事実届（検認用）**内II「前年1月～12月の状況」欄は空欄にせず、源泉徴収票などの収入を確認できる書類を元に記入をお願いします。

[illegible]

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(イ) 収入の種類に応じて必要な書類	
下表内で該当する収入全てについて書類をご提出ください	
無収入の場合	「(1) 必須書類」のみ
公的年金を受給している場合	「(1) 必須書類」のみ
給与収入がある者 (パート・アルバイト収入など)	「(1) 必須書類」のみ ● 所得証明書を御提出いただく場合は、被扶養者の収入について、次のアイに御留意ください。 ア 収入合計額が130万円以上※ ・別紙3「給与等に関する証明書 (P19)」(*1)も併せて提出してください(取消しになる場合があります)。 イ 収入合計額が120万円以上130万円未満※ ・所得証明書の余白に通勤手当の支給の有無を記入してください。 ・通勤手当が支給されている場合は、令和5年1月から令和5年12月までの通勤手当支給額を所得証明書の余白に記入してください。 ※ 障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者又は60歳以上の者は、120万円を170万円に、130万円を180万円に読み替えてください。 ● 別紙5「同意書」を提出された方で所得情報照会の結果、上記アイに該当することが判明した場合は、当組合から御連絡しますので御対応をお願いします。
所得証明書に記載されない年金を受給している者 (遺族・障害年金、年金生活者支援給付金等)	① 「(1) 必須書類」 ② 該当する年金に係る令和5年度の年金改定通知書の写し又は振込通知書の写し
個人年金を受給している者	① 「(1) 必須書類」 ② 受給している個人年金の年金額がわかる書類の写し(令和5年度の年金額) ③ 確定申告している場合は、確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

事業所得、農業所得、不動産所得等がある者 (マイナスの場合も必ず提出)	① 「(1) 必須書類」
	② 確定申告書の写し及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) (*2)
株等譲渡収入・配当所得等がある者	① 「(1) 必須書類」
	② NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合 ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し
	③ 確定申告をしている場合 ・ 確定申告書の写し(個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと) ・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
その他の所得がある者	① 「(1) 必須書類」
	② 収入額が把握できる証明書等の写し

(* 1) 令和5年1月(最長の場合。給与の支給状況によって異なります。)から現在までを証明しているもの(P20 [記入例](#)を参照)。
人手不足による労働時間延長等により一時的に増加した場合の特例を受けることを希望する場合は、別紙3-2「[被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書](#)」(P21)及び別紙3-3「[給与等に関する証明書\(一時的な収入変動あり\)](#)」(P22)を提出してください。
(他の収入の状況により特例を受けられない場合もあります。)

(* 2) 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等(持続化給付金・雇用調整助成金等、P10、注1参照)を受給している場合は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せて御提出をお願いします。

上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。また、認定限度額未満であっても、他の健康保険に加入している場合は被扶養者にはなりません。速やかに、取消しの手続きをしてください。

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(2) 続柄による書類

下記の被扶養者の続柄ア～ウに応じて必要となる書類が異なります。

被扶養者の続柄	確認書類
ア 配偶者	なし
イ 子、孫、兄弟姉妹、 父母、祖父母	(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書
ウ その他3親等内 親族(義父母等)	(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書 (イ) 住民票の写し ※コピー可

(ア) 通常の扶養義務者の所得に関する証明書(上記イ、ウに該当するとき)

(a) 通常の扶養義務者とは

- 通常の扶養義務者とは、民法上第一扶養義務を負う者、又は共同扶養における他の扶養義務者のことを言います。収入比較のため、下記に該当する者の収入を証明する書類が必要です。

被扶養者	通常の扶養義務者
子	組合員及びその配偶者
実父(母)	実母(実父)(組合員の配偶者は該当しません。)
義父(母)	義母(義父)及び組合員の配偶者
祖父(母)	祖母(祖父)及び父母

※ 認定対象者が上記以外の場合には、資格管理担当へお問合せください。

※ 下記のいずれかに該当する場合、収入比較は不要です。

- 他の通常の扶養義務者が公立学校共済組合員(他支部及び任意継続組合員も含む)場合
- 組合員の被扶養者として認定されている場合
- 被扶養者が子で、組合員本人が基準日現在育児休業中の場合

(b) 通常の扶養義務者の所得確認書類

- 下記表内の該当する扶養義務者の書類をご提出ください。

通常の扶養義務者		提出書類
組合員本人		源泉徴収票の写し(令和5年分)
他の扶養義務者	① 公務員 (公立学校共済組合以外)	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可)
	② 民間企業勤務	
	③ 事業所得、農業所得、不動産所得がある方	所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可) 確定申告書及び損益計算書(青色申告決算書又は収支内訳書)等の写し(P5、(*4)参照)
	④ 株等譲渡収入がある方	(NISA口座、特定口座で確定申告をしていない場合) ・ 所得証明書の写し(※源泉徴収票は不可) ・ 証券会社が発行する年間取引報告書の写し

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

		(確定申告をしている場合)
		・ 所得証明書の写し (※源泉徴収票は不可)
		・ 確定申告書の写し (個人番号の記載がある場合は、番号を隠すこと)
		・ 株等に係る譲渡所得等の金額計算明細書の写し
	⑤ 公的年金受給者	所得証明書の写し (※源泉徴収票は不可)
		障害、遺族等の公的年金を受けている場合、当該年金に係る年金額改定通知書の写し
	⑥ 私的年金受給者	所得証明書の写し (※源泉徴収票は不可)
		年金額が記載された書類の写し (最新のもの)
	⑦ パート・アルバイト	所得証明書の写し (※源泉徴収票は不可)

※ 通常の扶養義務者の所得証明書は、情報連携では取得できません。必ず所得証明書の写しを提出してください。

※ 上記のほか、必要に応じて提出していただく書類もありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 子の特別認定において、組合員とその配偶者で共同扶養している場合は、組合員の収入が配偶者の収入より多いか同程度（多い方の1割以内の差額）であれば、認定が可能です。

○ 子の特別認定において、配偶者と離別したことにより別居している場合でも、配偶者から子に対して送金を受けている場合は、収入比較が必要となることがありますので、別紙2「[扶養事実届（検認用）](#)」（P15）の「IV通常の扶養義務者」欄は、必ず記入してください。送金を受けていない場合は収入比較は不要です。

○ 育児休業中の組合員の収入は、育児休業を取得していないとしたならば受給できる給与等の額で比較します。育児休業に入る直前の「源泉徴収票」の写しを提出してください。また、被扶養者が子の場合は提出不要です。

（イ） 住民票の写し（上記ウに該当するとき）

同居要件の確認に住民票を使用します。下記①②を両方満たすものを提出してください（コピー可）。

① 令和6年1月1日以降に交付されたもの

② 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(3) 別居の被扶養者の書類

- ・ 被扶養者が別居している場合には、1年間（令和5年1月～令和5年12月）、組合員から別居の被扶養者への送金事実を客観的に確認できる、下表のいずれかの資料が必要です。

① 組合員口座から被扶養者口座への振込明細書または通帳の写し (口座名義ページ含む) ※ 送金者（組合員）氏名、送金日、送金額の記録があるもの
② 被扶養者が居住する住居の家賃を組合員が負担していることがわかる資料 ※ 組合員から貸主に対する支払を確認できる、送金者、受取人、送金額、送金日がわかるもの
③ クレジットカードの家族カードを被扶養者に対し発行し使用していることがわかる資料 ※ クレジットカードの明細等で、被扶養者が家族カードを使用して生活費等を決済していることがわかるもの
④ 被扶養者口座の組合員に対し交付された代理人カードを使用して組合員が入金していることがわかる資料
⑤ 現金書留の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し等

※ 配偶者・子以外の被扶養者については、「別居認定対象者の総収入額の3分の1以上を組合員が送金していること」が要件の1つとなっております。

※ 別居認定の要件を満たさなくなった場合は、総務事務システムの様式2051の入力及び別紙4「[別居被扶養者に係る認定取消申告書](#)」（P24）を提出し、被扶養者取消の手続きをしてください。よくある取消事例を資料3「[別居扶養者の取消事例](#)」（P12）に掲載しましたので、参照してください。

（注1）新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援金等（※3）は、被扶養者認定における収入には含めません。よって、各種支援金等を受給している者に係る確定申告書及び損益計算書（青色申告決算書又は収支内訳書）を提出する際は、各種支援金等の名称と金額が確認できるものの写しも併せてお願いします。

（※3）雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、持続化給付金、特別定額給付金、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援等

（注2）65歳を迎える被扶養者の収入確認について

65歳に達すると老齢基礎年金の請求が可能となります。老齢基礎年金を受給することとなった場合は受給開始後の収入額が変わるため、認定要件を満たすか確認が必要です。

令和6年度中に65歳になる被扶養者（生年月日が昭和34年4月2日～昭和35年4月1日）については、「所属所別組合員等一覧表」の65歳到達欄に「※」を表示しています。注意事項をまとめたので、[資料4](#)（P13）をご参照ください。

資料2

検認提出書類一覧表【御自身の被扶養者が該当する項目を御確認ください】

(注3) 検認の結果

提出された書類に不足等がある場合は「検認事務不足書類等連絡票」により随時通知しますので、速やかに必要書類を提出してください。

検認が完了した場合は、令和6年10月以降に「検認完了通知」を送付します。

(注4) その他

組合員は海外居住中だが、被扶養者が国内に居住している場合は、組合員証等の検認の手続きを行ってください。

【問合せ先】

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

所在地：〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

電 話：048(830)6694